

令和7年4月

交通事故の審理の標準的な進行について

宇都宮地方裁判所本庁民事部

宇都宮地方裁判所本庁民事部では、より迅速かつ効果的な審理運営の実現を目指し、令和5年4月以降、交通事故の損害賠償請求事件（合議事件、当事者の双方又は一方に訴訟代理人（以下「代理人」といいます。）が付されていない事件、同月時点で既に争点整理が進行している事件は除く。）の審理を、原則として、以下のとおりの進行としていますので、代理人におかれては、ご協力をお願いします。

- (1) 裁判所は、訴訟係属後、被告にも代理人が付いた時点で、書面による準備手続に付し、指定済みの第1回口頭弁論期日があれば、これを取り消します。

その後、担当書記官から、被告代理人に、文書送付嘱託又は調査嘱託申立ての予定、専門家の意見書提出の予定、同一交通事故に係る反訴又は別訴の提起予定を含め、主張立証の予定及びその時期等を聴取しますので、被告代理人は、これらを検討の上、ご回答ください（回答いただいた予定をもとに手続を進行しますので、回答いただいた予定について、その後に変更が生じた場合には、その都度、担当書記官にお知らせください。）（※1）。被告代理人は、陳述書以外の全ての書証及び第1準備書面を一括して提出する前提で、それらの提出予定時期（通常、文書送付嘱託等がない場合には、第1回口頭弁論期日取消決定から1か月程度、文書送付嘱託等がある場合には、文書を取寄せてから1か月程度又は取寄せた文書に基づく意見書完成から1か月程度を想定しています。）を検討し、担当書記官にお知らせください。お知らせいただいた提出予定時期を参考に、裁判所が被告の第1準備書面等の提出期限を定めます。

- (2) 被告から第1準備書面等が提出された後、担当書記官から、原告代理人に、主張立証の予定を聴取します。原告代理人は、既に提出済みの書証及び陳述書

以外の全ての書証並びに第1準備書面を一括して提出する前提で、それらの提出予定時期（通常、被告の第1準備書面等が提出されてから、1か月程度を想定しています。）をお知らせください。お知らせいただいた提出予定時期を参考に、裁判所が原告の第1準備書面等の提出期限を定めます。

- (3) 原告から第1準備書面等が提出された後、裁判所は、担当書記官を通じて期日調整を行った上で、和解又は争点整理のための期日を指定します（※2）。同期日では、双方の主張立証を踏まえて裁判官が和解勧試をすることを考えていますが、和解勧試の前に裁判官から求釈明（補充立証の促しも含む）を行うこともあります。

（※1）準備書面等の提出期限等についての双方代理人への連絡は、電話又はTEAMSのチャット機能を用いて行います。

（※2）上記(3)に関して、被告代理人が、裁判官による和解勧試の前に、原告の第1準備書面等に対する反論の準備書面を提出しておきたいと考える場合には、被告代理人は、期日調整の際に、担当書記官にその旨申し出てください。申し出に合理的な理由があれば、書面提出の機会を確保することになります。担当書記官において、手続の進行に係る情報を集中的に管理する予定ですので、同様に、個別事件の進行についてご意見がある場合には、担当書記官にご連絡ください。

（※3）債務不存在確認請求訴訟については、被告に代理人が付いた時点で、担当書記官から、反訴の提起時期を被告代理人に確認します。反訴提起後は、上記(1)(2)(3)と同様に進行します。また、同一交通事故についての複数の損害賠償請求訴訟については、原則として併合して審理しますが、その場合も、上記(1)(2)(3)と同様に、各事件について一往復半の書面交換を基本とします。

（※4）当庁では、従前から、交通事故について一覧表を利用した審理を行っています。一覧表を用いた訴状が提出された事件については、被告に代理人が付いた時点ですみやかにTEAMSのチームを作成しますので、原告代理人は一覧表をTEAMSにアップロードしてください。被告代理人は、第1準備書面の作成提出にあたり、これを利用してください。